

## 組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成19年度採択プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : 法整備支援をデザインできる専門家の養成  
 機関名 : 名古屋大学  
 主たる研究科・専攻等 : 法学研究科総合法政専攻  
 取組代表者名 : 松浦好治  
 キーワード : 法学教育・法曹論、比較法、新領域法学、国際協力論

### I. 研究科・専攻の概要・目的

中部地域の基幹的総合大学である名古屋大学は、「名古屋大学学術憲章」において「人間性と科学の調和的発展をめざし、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育を実践する」という本学の使命をあらためて明確にした。高度な教育実践による「国内外で指導的な役割を果たしうる人材の養成」は本学の基本目標である。このプログラムを通じて、法整備支援という非常に実践性の高い課題において国際的に活躍し得る人材を養成することは、本学の目的として掲げている内容に強く合致している。

**法学研究科総合法政専攻の目的**については、名古屋大学大学院法学研究科規程 第2条第1項が「法学及び政治学における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与するとともに、法学及び政治学における学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成すること」に置いている。従来から大学院が養成を担ってきた狭義の研究者・教育者だけでなく、実社会の実践の中で高度の知識・技能を生かし得る実務家・専門家を養成することを目的の一つとして掲げている点に特色がある。

法学研究科総合法政専攻は、社会実態に対する鋭敏な感覚を備えた研究者と、理論的知見を生かす力を備えた実務家をともに養成することにより、法整備支援対象国、日本社会、さらに欧米諸国の抱える諸問題に対する総合的な解決を探ることのできる人材群を育成することを目的としている。そのために研究者養成・応用法政・国際法政の3コースを設置し、研究者志望の学生には研究遂行能力と情報発信力を、社会の中核を担う能力を有する専門家たることを志す学生には法学・政治学に関する高度な専門的知識を、さらに母国の発展に尽くすことを望む留学生には高度の研究能力に加え、共同研究・研究組織・教材作成・論文執筆などの幅広い技能を修得させることを想定したカリキュラム・科目編成を行っている。本プログラムではこれらのディシプリン教育に加え、開発協力に対する理解と経験を得る機会を提供することによって、法整備支援分野の活動に従事することのできる実践的な人材を育成することを試みる。

研究科の中期目標に法整備支援を通じて新たな法学・政治学パラダイムの開発・構築に努めることを掲げており、全構成員で課題を共有すべく取り組んでいる。本研究科および法政国際教育協力研究センター(CALE)により実施された研究プロジェクト、国際・国内双方のシンポジウムなどには多くの教員・大学院生が参加し、積極的に協力している。アジア法整備を中心とする活動内容、国際的に活躍できる人材を育成するという目的については、学生便覧、学部・研究科の紹介冊子『法を学ぶ』、ウェブサイトなどにおいて積極的に広報している。また、従来の学術的観点からの評価が難しい応用法政・国際法政両コースの博士論文については、期待される達成水準を明らかにして判定基準を作成し、学生便覧に記載して公開している。

さらに今後は、本プログラムの一環としてウェブサイトを構築し、法整備支援とそこで求められる人材像、教育課程と将来的なキャリアパスなどについて統一的・整合的に広報していく。また、法政国際教育協力研究センター(CALE)のウェブサイトと有機的に結合させることを通じて、将来的には法整備支援分野に関する事業・研究・教育の情報を集約した統一的な情報ポータルとして機能させることを試みる。

## II. 教育プログラムの概要と特色

本プログラムは法整備支援という国際協力の一つの重要な分野に関して、必要とされる多分野の知見と制度デザインの能力を身に付けた専門家を総合的に養成しようとするものである。実践的な課題に取り組む専門家の養成は本研究科の目的として掲げているところであり、その背景に経験と理論知の高度な蓄積が求められることも合わせ、本研究科の人材養成目的にかない、実現されることが望ましい教育プログラムである。

博士前期課程の法学政治学コースワークでは、英語を用いて留学生とともに学修することを通じて、実務に必要な基本的知識を得るとともに、さまざまなバックグラウンドを持つ人々との共同作業・人的交流の経験を積む。さらに経済学研究科など関係部局の適切な科目を履修し、他分野に関する理解・知見を深める。これらのコースワークにおける学修内容については、ウィスコンシン大学・コーネル大学など開発協力を積極的に取り組んでいる海外の教育機関と連携して検討を進め、法整備支援に関する国際標準となり得る教育カリキュラムの開発を実現する。

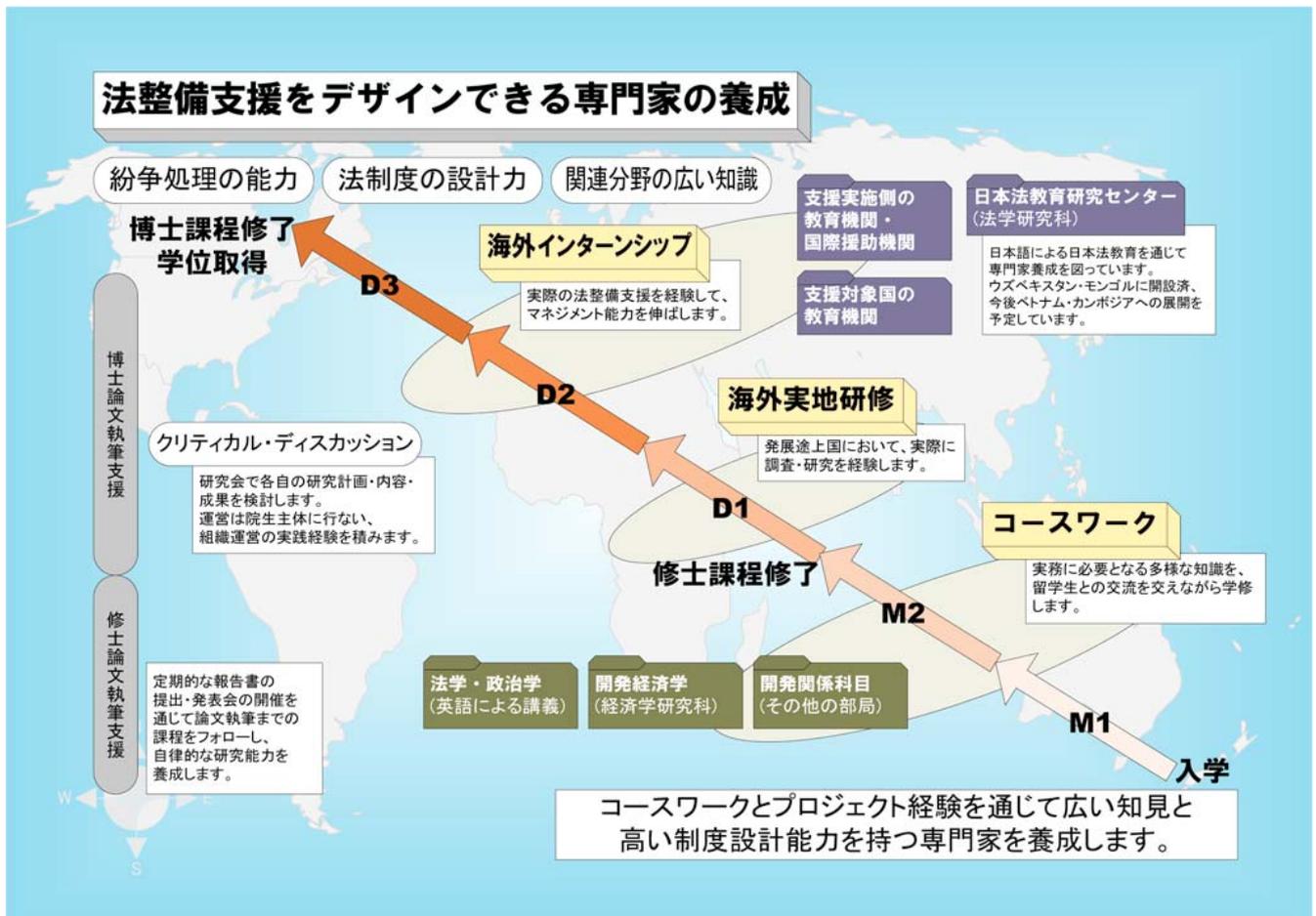
博士後期課程では、博士論文の執筆に加えて将来実務家として活躍するための経験・人的関係を提供するプログラムを設置する。学生同士で研究内容・計画に検討を加えるクリティカル・ディスカッション・プログラムを通じて、バックグラウンドを共有しないなかで研究会を運営するマネジメント能力を高めるとともに、英語によるプレゼンテーション・研究内容の批判的検討などの研究能力を修得することを目指す。

海外インターンシップ・プログラムでは、実際に途上国において法整備支援に従事している組織で就業体験を積むことによって将来に関するイメージを明確化するとともに、実務的に必要となる能力を修得する。インターンシップの経験をもとにした研究計画をクリティカル・ディスカッションで切磋琢磨し、実際に開発・支援の現場で進行しているプロジェクトに比較的長期にわたって参画しながら研究を深めていくプロジェクト・マネジメントへと発展させる。実際に参加するプロジェクトの実施機関としては法学研究科が途上国に設置している日本法教育研究センターが主に想定されるが、これ以外にも海外の研究教育機関・支援機関・国際機関などの協力を得て対象を拡大する。

また、博士前期課程・博士後期課程・学部生のうち、有志が参加する海外実地研修では、支援対象国の教育機関の協力を得て途上国における調査・研究を実際に体験する。途上国の社会・経済に関する認識を深めるとともに、より広い観点から社会の現実を把握し、解決策としての制度設計を行なうことのできる高度な実務家へと成長する契機にする。

これらのプログラムを通じて、法整備支援に関連する多くの分野の知見を備え、それを制度設計に生かすことのできる法律家という、いままさに国際協力において必要とされている人材を継続的・組織的に育成することを目指す。

本プログラムを構成する個々の要素については、すでに「魅力ある大学院教育」イニシアティブなどを通じて実施に移され、経験が蓄積されているものである。また、名古屋大学日本法教育研究センターの開設、海外の教育機関・支援機関・国際機関などとの交流関係・協力体制の構築と維持など、実施の背景となる組織体制の整備もすでに実現されている部分が多い。全体として、法整備支援において求められる人材、すなわち多方面の知見と制度デザインの能力を持った専門家を養成するという目的に照らし、極めて具体的かつ実現性の高いプログラムになっている。



(図1：履修プロセスの概念図)

### Ⅲ. 教育プログラムの実施結果

#### 1. 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について

(1) 教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか

##### ① 英語による法学政治学コースワークの開講

博士前期課程を対象に、英語による法学政治学コースワーク *Japanese Legal System* を開講し、日本人学生と留学生が英語で学修し、さまざまなバックグラウンドを持つ人々との共同作業・人的交流の経験を積む機会を提供した。なお、本コースワークの教材として、*Course Material: Japanese Legal System* を刊行した。本コースワークには、2年間でのべ80名を越える学生が出席した。

##### ② 英語による開発経済学コースワークの開講

アジアにおける法と開発の基礎を学ぶためには、開発経済学や日本経済史の基礎知識を習得することが不可欠である。そこで、経済学研究科の協力を得て、博士前期課程を対象に英語による開発経済学に関するコースワークを開講した。本コースワークには、2年間でのべ60名を越える学生が出席した。

##### ③ 海外特別講師による特別講義の開講

海外の大学で法整備支援の理論・アジア諸国法研究に携わる著名な研究者や法整備支援の実務の最前線に携わる実務家など6名を招聘し、特別講義・セミナー・シンポジウムを開講した。本

講義・セミナー・シンポジウムは、のべ 250 名が受講した。

日程	氏名	所属・職位	内容
2007年12月11日	R. クニーパー	ブレーメン大学法学部・名誉教授	ドイツの法整備支援
2008年1月17日	G. ハムザ	ハンガリー科学アカデミー法学研究所・教授	欧州の法学教育改革
2008年2月13日	D. トゥルーベック	ウィスコンシン大学法科大学院・名誉教授	法と新しい開発国家
2008年6月18日	V. テイラー	ワシントン大学アジア法センター・教授	アフガニスタン法整備支援
2009年6月13日	B. タマナハ	アメリカ・セントジョーンズ大学法科大学院・教授	法の支配と法整備支援
2009年11月23日	R. クニーパー	ブレーメン大学法学部・名誉教授	コーカサス法整備支援

(表1：海外特別講師による特別講義) ※所属・職位は講演時のもの

#### ④国内特別講師による特別講義の開講

国内の大学で法整備支援の理論・アジア諸国法研究に携わる著名な研究者や法整備支援の実務の最前線に携わる実務家など 14 名を招聘し、特別講義「法整備支援の最前線」を開講した。本講義・セミナー・シンポジウムは、のべ 390 名が受講した。

日程	氏名	所属・職位	内容
2007年11月26日	田邊 正紀	前 JICA・長期専門家	モンゴル法整備支援
2007年12月3日	山下 輝年	内閣官房司法制度改革推進室・内閣参事官	日本による法整備支援
2007年12月4日	松尾 弘	慶応義塾大学大学院法務研究科・教授	法と開発の理論
2007年12月10日	亀卦川 健一	法務省法務総合研究所・国際協力部教官	法務省による法整備支援
2007年12月17日	本間 佳子	前 JICA・長期専門家	カンボジア法整備支援
2008年7月2日	矢吹 公敏	日本弁護士連合会・国際交流委員会	カンボジア法整備支援
2008年12月1日	佐藤 直史	JICA・国際協力専門員	JICA による法整備支援
2008年12月8日	飯塚 美葉	前 JICA・長期専門家	モンゴル法整備支援
2008年12月15日	山下 輝年	東京高等検察庁・検事	日本による法整備支援
2009年1月19日	稲葉 一生	法務省法務総合研究所・国際協力部長	法務省による法整備支援
2009年11月30日	赤根 智子	法務省法務総合研究所・国際協力部長	法務省による法整備支援
2009年12月7日	本間 佳子	創価大学法科大学院教授	カンボジア法整備支援
2009年12月14日	佐藤 直史	JICA・国際協力専門員	JICA による法整備支援
2009年12月21日	Umirdinov Alisher Nematov Jurabek	名古屋大学大学院法学研究科・博士後期課程	留学生から見た法学教育支援

(表2：国内特別講師による特別講義「法整備支援の最前線」) ※所属・職位は講演時のもの

#### ⑤英語コミュニケーション能力養成コースの設置

海外インターンシップの準備として、英語によるコミュニケーション能力強化のための English Café (全 150 回)、英語によるプレゼンテーション能力養成のための集中講義 (全 7 回)

を開講した。

#### ⑥サマースクール「アジアの法と社会 2009」の開講

本プログラムと日本学術振興会（若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム）「国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム」の共催により、サマースクール「アジアの法と社会 2009」を開講した（2009年9月17日・18日、名古屋大学法政国際教育協力研究センター・CALE フォーラム）。本サマースクールは、アジアの法と社会やアジア法整備支援に関心を持つ学生や社会人を対象に、アジアの法と社会および法整備支援をめぐる基礎知識や研究方法論を学ぶ場として、法整備支援・アジア諸国法研究に関する国内外の著名な研究者や実務家など6名を招聘して開講したものである。これまでに、日本でこのような企画は開催されたことがなかったため、名古屋での開催であったにも関わらず、東京や大阪からの参加者も含めて40名の大学院生・学部生・市民が出席するなど、大きな反響があった。なお、当日の内容は、以下の通りであった（本サマースクールの内容は、近日中に報告書として刊行予定である）。

##### <1日目（9月17日）>

#### 第1部 アジアの法と社会を学ぶ

13:15～14:15 アジアの法と社会を学ぶ 鮎京正訓（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

14:15～15:15 法曹実務家とアジア 赤根智子（法務省法務総合研究所国際協力部長）

#### 第2部 法整備支援の理論

15:30～16:30 法整備支援の理論と実践 松尾弘（慶応義塾大学法務研究科・教授）

16:30～17:30 制度構築の理論 大屋雄裕（名古屋大学大学院法学研究科・准教授）

17:40～18:30 全体討論（50分）

##### <2日目（9月18日）>

#### 第3部 アジアの法と社会を学ぶための基礎知識

10:00～12:00 アメリカと法整備支援 V. テイラー（ワシントン大学アジア法センター・教授）

#### 第4部 アジアの法と社会に関わるために

13:00～14:00 職業としての法整備支援専門家（60分） 佐藤直史（JICA 国際協力専門員）

#### ⑦海外インターンシップの実施

本プログラムによる一連の教育プロセスを経て、その集大成として海外の法整備支援実施機関・国際機関に海外インターンシップとして16名を派遣した。海外インターンからの帰国後には、派遣報告会を実施した。なお、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）をはじめ本プログラムの海外インターンシップに協力した諸機関（「表3：海外インターンシップ派遣一覧」を参照）や、今回は条件が合わず本プログラムでは派遣できなかったものの本プログラムに協力を表明した諸機関（米国議会図書館、国際農業開発基金、ニューヨーク大学アジア法研究所）は、今後も継続して本学からの海外インターンシップの受け入れなどの研究・教育交流に協力する旨を表明しており、このような国際的教育ネットワークを構築できたことも、本プログラムの成果であると考えられる。

派遣日程	氏名	専攻・学年	国名	派遣先機関
2009年1月18日～2月8日	Burhanov Akmal	博士課程後期課程3年	ロシア	ロシア法アカデミー、モスクワ市弁護士会
2009年2月1日～2月28日	長谷川 乃理	博士課程後期課程3年	大韓民国	ソウル市立大学校
2008年9月4日～9月12日	大村 恵依子	実務法曹養成専攻1年	モンゴル	名古屋大学日本法教育研究センター
2008年9月8日～9月13日	保科 暁子	実務法曹養成専攻1年	ウズベキスタン	JICA ウズベキスタン法整備支援プロジェクト事務所
2008年6月17日～8月29日	高橋 麻奈	国際開発研究科・博士課程前期課程2年	オーストラリア	IDLO, Asia Pacific Regional Center
2008年9月13日～9月28日	高田 裕子	法学・政治学科4年	モンゴル	名古屋大学日本法教育研究センター
2008年9月9日～9月23日	竹橋 真悠	法学・政治学科4年	ウズベキスタン	JICA ウズベキスタン法整備支援プロジェクト事務所
2009年2月28日～3月15日	坂本 知奈津	法学・政治学科2年	モンゴル	名古屋大学日本法教育研究センター
2010年1月12日～2月12日	Nargiza Amirova	博士課程後期課程3年	オーストラリア	University of South Australia
2009年10月4日～10月18日	Jargalsaikhan Oyuntungalag	博士課程後期課程3年	ドイツ	Max Plunk Institute for Comparative and International Private Law in Hamburg
2009年8月26日～9月8日	傘谷 祐之	博士課程後期課程3年	モンゴル	名古屋大学日本法教育研究センター
2009年12月3日～1月6日	Shaimov Mukhlis	博士課程前期課程2年	オーストリア	The United Nations Commission on International Trade Law, Office of Legal Affairs in Vienna, Austria
2009年11月2日～11月26日	Nodil Ibragimov	博士課程前期課程2年	トルコ	IFC Global Corporate Governance Forum in Istanbul
2010年1月7日～2月9日	URAZBAEVA TAMARA	博士課程前期課程2年	ドイツ	Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law
2010年2月12日～2月22日	中山 聖子	実務法曹養成専攻1年	ウズベキスタン	JICA ウズベキスタン法整備支援プロジェクト事務所
2010年1月21月～2月2日	森 弥生	国際開発研究科・博士課程前期課程1年	カンボジア	名古屋大学日本法教育研究センター

(表3：海外インターンシップ派遣一覧)

## 2. 教育プログラムの成果について

### (1) 教育プログラムの実施により成果が得られたか

本プログラムを実施することにより、平成19年度までは皆無であった海外の公的機関（国際機関、研究教育機関）およびNGOでのインターンシップに参加する学生数が、平成20年には2名、平成21年には6名と急増した（本報告書の添付資料「大学院学生の動

向等」4を参照のこと。ただし、これは大学院生のための数字)。それまでは、日本の大学院で学ぶ学生にとって、語学力の問題やインターンシップに対する理解・経験・ノウハウの不足から、海外でのインターンシップに参加することは極めて困難であった。しかし、本プログラムでは、インターンの受入先の拡大に努め、また海外インターンシップに参加するために必要な語学能力やノウハウ習得の機会を多く提供したことから、実際に活動に参加するまでの継続的・組織的なプロセスを構築することができ、これが上記のような数字に反映されたものと考えられる。また、これまでは応募者が少なかったために日本の大学院生の実力を知る機会を持てなかった国際機関・NGOなども、本プログラムを契機として認識を改め、日本人インターンを積極的に採用するようになった。なお、本プログラムの成果として、名古屋大学と国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）は、今後の研究・教育交流の拡大のための覚書を結ぶことに合意した。

### 3. 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画

#### (1) 実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか

本プログラムの実施による成果は、海外インターンシップに参加する大学院生が確実に増加しこと、キャリアパスの選択肢の一つとして国際機関・NGOを目指す大学院生が増えたこと、そして学部生の中からも英語コミュニケーション能力の向上やノウハウの習得に努める者、すなわち将来の海外インターンシップ派遣候補者が増加したこと、などである。

したがって今後の課題は、自主財源や他の競争的資金の獲得により、このような大学院生の意識の変化を維持・発展させ、さらに博士論文の完成、国際学会での報告数の増加、国際機関・NGOへの就職などの成果として結実させることである。また、本プログラムを通じて新たに構築・強化された国際機関・NGOとのネットワークを発展させ、さらに将来の海外インターンシップの受入先として関係を発展させることである。

また、社会科学を日本で学ぶ大学院生が国際機関・NGOでのインターンシップに参加し、さらに就職していくための教育方法・カリキュラム・教材の開発を一層進めて、他大学にも開かれたプログラムとすることや、他大学においても実現可能なモデルとすることが必要である。本プログラムで形成されたカリキュラム・教育方法は、本プログラムの終了後も基本的に維持する予定であり、さらに洗練させ発展させることを目指している。

本プログラムの教育方法を他大学にも開かれたプログラムとして発展させた事例には、本プログラムで2009年に開催したサマースクール「アジアの法と社会」(2009年9月17・18日)を挙げることができる。同サマースクールは、本学の大学院生・学部生のみならず、他大学の大学院生・学部生・卒業生、実務家、市民にも開かれたものであり、これまでに当該分野でこのような試みがなかったために、多くの参加者を得ることができた。毎年開催するべきであるとの要望が多く寄せられたことから、2010年度は名古屋大学・法務総合研究所国際協力部の共催として8月前半に開催する予定であり(後援:独立行政法人国際協力機構・日本弁護士連合会)、これまでの大学院教育の枠を超えた新しい試みとして期待される。このように、本プログラムで形成されたカリキュラム・教育方法は、従来になかったカリキュラム・教育方法・キャリアパスを生み出す原動力になったものとする。

### 4. 社会への情報提供

#### (1) 教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか

### ①ホームページ

本プログラムのホームページを作成し、セミナー・シンポジウムなどの行事の広報を行った。

### ②報告書

本プログラムで開催した国際シンポジウム『法の支配』セミナー(2009年6月13日)の報告書(英文)を近日中に刊行予定である。また、海外インターン派遣者の報告を掲載した『(大学院教育改革支援プログラム)「法整備支援をデザインできる専門家の養成」海外インターンシップ報告書』を近日中に刊行予定である。

### ③その他

本プログラムによるシンポジウム・セミナー・海外インターンシップ等の記事や、これらに参加した学生・教員の感想を『CALE ニュース』(名古屋大学法政国際教育協力研究センター発行、季刊)に多数掲載した。本紙は、法整備支援に関する最新の情報が掲載される国内でも数少ない専門紙であり、国内の主要な法整備支援実施機関・関係者に配布される。本紙に掲載された法整備支援に関する最新情報は、研究論文・新聞・雑誌に引用されることも多い。

また、本プログラムを含む法政国際教育協力については、鮎京正訓「名古屋大学と法整備支援事業・研究」『ジュリスト』1358号(特集・アジアにおける法整備支援と日本の役割)、大屋雄裕「透明化と事前統制／事後評価」『ジュリスト』1394号(特集・日本法の基層：分野横断的考察と分析)、大屋雄裕「法整備支援は何が面白いのか：法哲学の観点から」(東京法哲学研究会報告2009年3月28日)などで言及・紹介されている。

## 5. 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開

### (1) 当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか

本プログラムの実施により、一定のカリキュラム・教育方法を設けることによって、日本の大学で学ぶ大学院生の国際機関・国際NGOにおけるインターンシップ参加を促進することができることを示した。このカリキュラム・教育方法を洗練・発展させることにより、さらに多くの大学院生を国際的なインターンシップに派遣することが可能になると考えられる。

また本プログラムの実施を通じて、国際機関・国際NGOの側においても、インターンシップに参加できる能力を持つ者が日本で学ぶ大学院生にも少なくないことを認識するようになり、これまで続いていた国際機関における日本人の過小代表状況を改善するために積極的に採用に動き出したことが、本プログラムの波及効果だと言える。今後、本プログラムをモデルにしたカリキュラム・教育方法の改善が他大学で行われることにより、同じような効果を挙げる事が可能になると考えられる。

なお、本プログラムは大学院生を対象としたものであったが、必要な能力があれば学部生であっても私費による参加を認めたため、学部生段階から海外インターンシップを経験する者が少なからず現れた。このように早期から海外での経験を積むことにより、将来国際機関・国際NGOで活躍する可能性も高めることにつながったと評価することができるなど、全体として国際的に活躍できる日本発の人材の裾野を広げるという波及効果があった。

さらに、本プログラムの成果を発展させるため、自主財源や他の競争的資金による本学独自の海外インターンシップを継続する予定である。また、3(1)に記述したように、本プログラムの一環として開講したサマースクール「アジアの法と社会」は学内外から高い評価を得たので、今年度も他大学の大学院生・学部生・実務家・市民にも開かれた講座として開講する予定である。このサマースクールは、今年度は名古屋大学・法務省法務総合研究所国

際協力部の共催により開講するが、今後さらに多くの機関とも協力することにより、オールジャパンによる国際的な法律家育成の場として発展させていくことを目指している。

## (2) 当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか

本プログラムの支援期間終了後も、本プログラムによる成果を踏まえて自主的・恒常的に以下の活動を展開していく予定である。これらにより、本プログラムの活動を実質化させることができると考える。

### ①英語による法学政治学コースワークの開講

博士前期課程を対象に、英語による法学政治学コースワーク *Japanese Legal System* を今後も継続して開講する。なお、本コースワークの教材として刊行した *Course Material: Japanese Legal System* を講義の成果検証を踏まえて改訂し、さらに他大学に提供し、法学教育支援に関する共同研究を進めていく予定である。

### ②英語による開発経済学コースワークの開講

経済学研究科の協力を得て、博士前期課程を対象として英語による開発経済学コースワークを今後も継続して開講する。

### ③海外特別講師による特別講義の開講

海外の大学で法整備支援の理論・アジア諸国法研究に携わる著名な研究者や法整備支援の実務の最前線に携わる実務家を招聘して、特別講義・セミナー・シンポジウムを今後も継続して開講する。その経費は、自主財源や他の競争的資金から支弁する。

### ④国内特別講師による特別講義の開講

国内の大学で法整備支援の理論・アジア諸国法研究に携わる著名な研究者や法整備支援の実務の最前線に携わる実務家を招聘して、特別講義・セミナー・シンポジウムを今後も継続して開講する。その経費は、自主財源や他の競争的資金から支弁する。

### ⑤英語コミュニケーション能力養成コースの設置

英語によるコミュニケーション能力強化のための *English Café*、および英語によるプレゼンテーション能力養成のための集中講義(全7回)を今後も継続して開講する。その経費は、自主財源や他の競争的資金から支弁する。

### ⑥サマースクール「アジアの法と社会 2010」の開講

本プログラムと日本学術振興会(若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム)「国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム」の共催により開講したサマースクール「アジアの法と社会」(2009年9月17日・18日、名古屋大学法政国際教育協力研究センター・CALEフォーラム)は、自主財源や上記日本学術振興会プログラムの資金により今後も継続して開講していく予定である。2010年度は、本サマースクールを名古屋大学・法務総合研究所国際協力部の共催、および独立行政法人国際協力機構(JICA)・日本弁護士連合会の後援により、3日間に拡大して開催する予定である。

### ⑦海外インターンシップの実施

海外の法整備支援実施機関・国際機関に学生を派遣し、法整備支援の最前線での活動を体験する「海外インターンシップ」を今後も継続して開講する。その経費は、自主財源や他の

競争的資金から支弁する。とりわけ、本プログラムによる海外インターンシップに協力した諸機関（「表3：海外インターンシップ派遣一覧」を参照）や、今回は条件が合わず本プログラムでは派遣できなかったものの本プログラムの趣旨を理解し協力を表明した諸機関（米国議会図書館、国際農業開発基金、ニューヨーク大学アジア法研究所）は、今後も本学からの海外インターンシップ受け入れなどの研究・教育交流を続ける旨を表明している。このように、本事業により構築されたネットワークを生かして、さらなる海外インターンシップ派遣を実現し、国際的な法学教育ネットワークの拡大に努力していく。

## 組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会における評価

## 【総合評価】

- 目的は十分に達成された
- 目的はほぼ達成された
- 目的はある程度達成された
- 目的はあまり達成されていない

## 〔実施（達成）状況に関するコメント〕

本教育プログラムは、法整備支援という国際協力の一つの重要な分野に関して、必要とされる多分野の知見と制度デザイン能力を身につけた専門家を、総合的に養成するという目的に沿っており、国際機関におけるインターンシップを着実に進めるなど、計画通り実施され、目的はほぼ達成された。また他学部、他研究科からの参加も可能とする広がりのあるプログラムとなったことは評価に値する。シンポジウムも行われ、単なる大学院生派遣に終わっていないことも評価できる。

しかしながら、博士課程学位授与数については改善が望まれ、支援期間終了後の自主的な継続に不可欠な財源の具体化も求められる。

## （優れた点）

インターンシップ参加学生が増加し、また国際機関からの評価も向上しているようである。さらに国際的ネットワークの拡大も着実に進んでおり、一専攻にとどまらず他専攻、他研究科への波及も期待できる点は優れた点と評価できる。

## （改善を要する点）

博士課程学位授与数には改善の余地があり、またプログラムの今後の自主的な継続に不可欠な財源の裏づけについては一層の具体化が求められる。